

福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業
補助金制度説明会での質問等に対する回答及び考え方

令和6年8月

福岡市住宅都市局住宅計画課

説明会での質問等に対する回答及び考え方

(1) 説明会資料に係る質問等

No	説明会資料 該当項目	質問等要旨	質問等に対する回答及び考え方
1	セーフティネット住宅 の主な登録基準 [P.13]	アパート等でなく、一戸建ての住宅でも良いのか。	○ <u>一戸建ての賃貸住宅でも登録可能です。</u>
2	セーフティネット住宅 の規模基準 [P.19]	シェアハウス（共同住宅型）の場合は、18㎡以上なくても良いのか。	○ シェアハウス（共同住宅型）の規模基準は、 <u>専用面積が9㎡以上、住宅全体面積が(15A+10)㎡以上</u> が必要です（A：入居可能者数）。
3		シェアハウスの居室同士の間仕切りは襖でも良いのか。	○ セーフティネット住宅の登録基準としては間仕切りの構造の定めはありませ <u>ん</u> 。ただし、戸建て住宅とシェアハウスでは建築基準法の防火規制が異なるため、建築士や確認審査の担当部署等に相談することをお勧めします。
4	入居世帯の主な要件 （家賃低廉化補助） [P.42～44]	入居世帯の要件のいずれかを満たせばよいのか。	○ 入居世帯の要件を <u>全て満たす必要があります。</u>
5	入居世帯の主な要件 （家賃低廉化補助） [P.42]	単身世帯でも入居が可能な高齢者、障がい者等の他の属性であっても、市が要件を広げて認めることはあるのか。	○ 原則2人以上の世帯を対象としており、 <u>単身世帯でも可としているのは、高齢者、障がい者等*</u> のみです。それ以外の属性の場合は単身入居不可です。 ※この他に、犯罪・DV被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、被災者も市補助金要綱で単身世帯可としています。

(2) セーフティネット専用住宅補助申請の手引き（事業者【大家さん】向け）に係る質問等

No	手引き 該当項目	質問等要旨	質問等に対する回答及び考え方
1	(1) 登録基準 (2. セーフティネット住宅の登録について) [P.4]	イエローゾーン（土砂災害警戒区域）でもセーフティネット住宅を作れるのか。	○ 土砂災害警戒区域の該当有無は登録要件としていないため、 <u>イエローゾーン内であってもセーフティネット住宅の登録は可能です。</u> (レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）も同様)